

暴力団事務所の開設及び運営の禁止規定の拡充

1 改正の趣旨

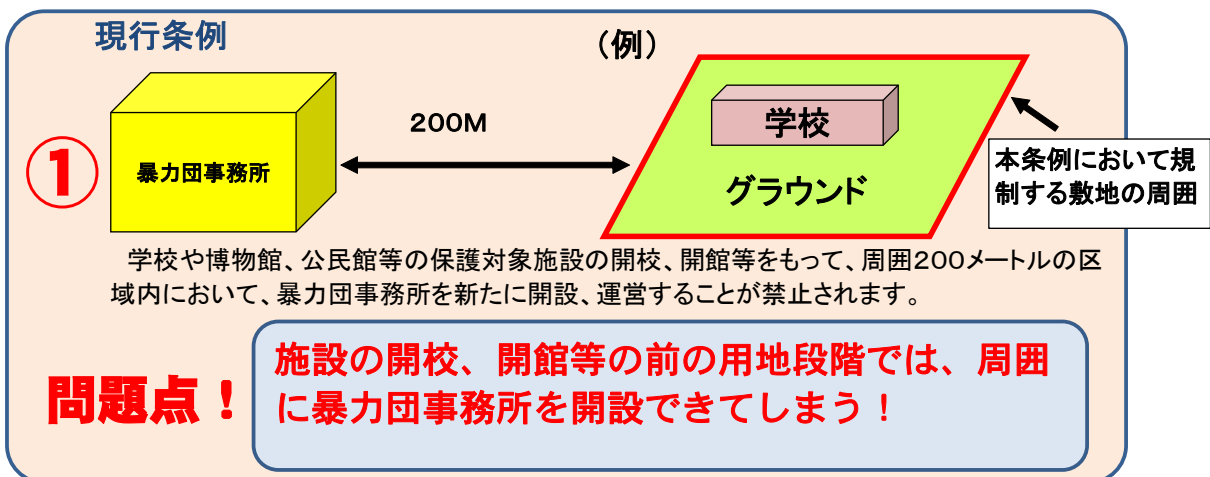
条例第18条は、青少年のための良好な環境を確保するため、学校等の保護対象施設から一定の距離的範囲内において、暴力団事務所の開設又は運営行為を規制しています。

現行の規定では、保護対象施設の開校又は開館等をもって適用対象となるため、建設予定地の段階では周囲200メートルの区域内において暴力団事務所の開設が可能となっています。

よって、本条の趣旨をより実効あるものとするため、保護対象施設の敷地には、現に保護対象施設が設置されている土地に限らず、

保護対象施設の設置が決定した土地を含むことを、本改正により明記し、保護の範囲を拡充することとしました。

2 改正の概要



条例を改正！
上記①に加えて、下記②の用地を保護対象に加える！！

